

北海道公安委員会告示第176号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、千歳市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和6年10月23日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

1 合意した者

- (1) 千歳市
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局札幌運輸支局
- (4) 千歳相互観光バス株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、千歳相互観光バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする

通番	停留所名	進行方向別	所在地
1	向陽台入口	下り	千歳市泉沢1009番地23先
2	向陽台入口	上り	千歳市若草1丁目3番地2先
3	向陽台病院前	上り	千歳市若草1丁目10番地11先
4	1丁目公園前	下り	千歳市若草2丁目3番地3先
5	若草3丁目	上り	千歳市若草2丁目4番地11先
6	若草4丁目	下り	千歳市若草4丁目6番地6先
7	柏陽1丁目	上り	千歳市柏陽1丁目3番地先
8	文京1丁目	下り	千歳市文京1丁目3番地先
9	柏陽3丁目	下り	千歳市柏陽3丁目4番地先
10	福住1丁目	下り	千歳市福住1丁目3番地先
11	福住1丁目	上り	千歳市文京3丁目24番地先
12	文京3丁目	上り	千歳市文京3丁目4番地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
千歳市	無償コミュニティバス（通称名 シティMobiちとせ）